

金山町結婚新生活支援事業 新婚生活を支援します！！

※補助金の予算に限りがありますので、お早めにご連絡ください。

※補助金の申請を希望される方は、事前にご相談ください

❁対象経費

※令和8年4月1日～令和9年3月10日の間に支払いをした経費が対象です。

- ▶住居費用(住宅取得費用又は住宅賃貸費用)
- ▶引越費用(引越業者、運送業者へ支払った額) ▶リフォーム費用
- ▶補助額・・・夫婦ともに 39 歳以下の場合、1 世帯あたり上限 30 万円
夫婦ともに 29 歳以下の場合、1 世帯あたり上限 60 万円

❁対象世帯・・・次の要件を全て満たす方

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、
受理された夫婦。
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ③夫婦の合算した所得が500万円未満であること
(貸与型奨学金を返済している場合は裏面のとおり)
- ④夫婦ともに、町税等(各種保険料、使用料を含む)滞納がないこと
- ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑥過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと

❁ 申請手続きの流れ

① 申請書類の提出…令和9年3月10日までに、次の書類を不備なくそろえてご提出ください。

	確認欄	提出書類
1		金山町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
2		戸籍謄本
3		住民票 (結婚を機に新たに取得又は異動後の住民票とし、世帯全員の記載のあるもの)
4		所得証明書 (申請日時点における直近の夫婦の所得証明書に限る)
5		納税証明書 (申請日時点における直近の納税証明書に限る)
6		プレコンセプションケア等に関する講座の受講を証明できるもの (提出は求めませんが、申請時に確認できるものを持参ください。)
※7		貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (貸与型奨学金を返済している場合)
※8		住宅の売買契約書の写し (住居費における購入の場合)
※9		住宅の賃貸借契約書の写し (住居費における賃貸借の場合)
※10		住宅(住居)手当支給証明書(様式第2号) (住居費における賃貸借の場合)
※11		引越に係る領収書 (引越費用の場合)
※12		リフォームに係る領収書 (リフォーム費用の場合)
※13		住宅の購入または賃貸借に係る領収書 (住居費における購入または賃貸借の場合)

※6から※12に該当する方は、「※」の書類も併せて申請してください。

- ② 町から交付決定通知書の送付…金山町から申請者へ審査結果を通知します。
- ③ 交付請求書の提出…交付決定通知を受け、「補助金等交付請求書(様式第1号)」に必要事項を記入して、総合政策課政策推進係までご提出ください。
- ④ 補助金の振込…内容を確認し、町の支払日に請求された金額を申請者へ振り込みます。